

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和

提案団体

鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、以下の要件緩和を求める。

- ①受信側に教員を配置することになっているが、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。
- ②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。
- ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。

具体的な支障事例

当県では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるもの。

- ①夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受けられるよう、分教室(サテライト)を設置することを考えているが、受信側に常に教員を配置することが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を持っていない者の活用を認めるなど、柔軟な運用が必要である。
- ②入学者には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。
- ③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①③遠隔教育特例校制度の要件緩和により、夜間中学設置が推進される。
 - ②やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入学者(卒業者)の増加が見込まれる。
- また、夜間中学設置推進を図る教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。

根拠法令等

学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文

部科学省告示第 56 号)、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて(事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、三重県、熊本市

○(①、③について)令和3年度のニーズ調査から、学び直しを希望している方々が県内広域に散在されていることが確認された。当県では、令和6年4月に県中央部に県立夜間中学の開校を予定している。就労されている方など様々な理由がある方でも、距離的・時間的な制約に関わらず、サテライト教室等を利用し「学び直し」の機会が得られるよう、夜間中学における遠隔授業の要件緩和を求める。特に、教員免許を持っていない者(サポーター等)の活用を認めるなど、柔軟な運用を求める。

各府省からの第1次回答

①中学校教育は対面を原則として行われるものであるため、遠隔教育特例校制度を活用する場合にも、受信側に教員を配置することが必要となります。

夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、同じく、受信側に教員を配置することは必要となります。

なお、設置形態にかかわらず、夜間中学も通常の中学校と同様に教職員定数は算定され、都道府県等の申請に基づき、個別の課題等に対応するための加配定数も措置しております。

②夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、登校することが必要となります。なお、夜間中学において不登校となっている場合には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)において、また、病気療養児については、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5年3月30日)において、出席扱いとできる場合もあります。

③文部科学省においては自治体にヒアリングを行い、令和4年度より申請期間の延長・弾力化を行うなど、本制度の運用の改善を図っているところです。引き続き、本制度がより活用しやすいものとなるよう、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

(参考)令和4年度における遠隔教育特例校制度の運用面での改善事項

・申請期間について、8月1日～8月31日としていたところ、8月1日～10月31日に期間を延長した。

・自治体の希望も踏まえながら、4月1日と6月1日の2回に分けて遠隔教育特例校の指定を行うこととした。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)は、以下の特例措置が設けられている。

- ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。

しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

根拠法令等

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例)
- ・教育職員免許法附則第18項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市では公立の幼保連携型認定こども園 15 園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特に 60 歳前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず令和6年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足という課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いしたい。

○当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。

○既存施設のうち、今後認定こども園への移行を検討している施設もあると考えられるため、円滑な認定こども園移行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。

○本特例措置が解除される令和7年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

各府省からの第1次回答

平成 27 年4月の子ども・子育て支援新制度施行後 10 年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。

当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。

仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。

(※)当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。

他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。

また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金における交付申請書の簡素化

提案団体

宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、東松島市、富谷市、山形県、福島県、広島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)について、申請や報告に関する書類をスリム化、簡素化して欲しい。

具体的な支障事例

宮城県では令和2年度から当該補助金を活用しており、令和4年度は、県が直接実施する事業に加え、間接補助として27市町村の事業に対して補助を受けている。

国の交付要綱(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱)では、10の様式が定められているが、それらの様式とは別に、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡で、追加の関係書類の提出を求められている。

各様式や関係書類の作成や間接補助分の取りまとめに多くの時間がかかっている。

特に、7つあるメニューのうち、「①地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組」「②家庭教育支援の基盤の構築に資する取組」に関する書類(エクセルデータ)が、他のメニューに比べ、作成に時間がかかっている。時間がかかる理由は次のとおり。

・書類の種類が多い

・書類の記入ルールが複雑かつエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散している。

・入力量が膨大な報告様式がある

→本申請 様式1-2-②について、令和4年度宮城県では、77列×327行に入力し報告

・取りまとめしにくいシートがある。

→実績報告 様式2別表2(1)について、間接補助の市町村分の回答を行の追加により入れ込むようになっており、その都度合計欄の関数を変更する必要がある。

・エクセルのセルの結合の多用、行の追加の制限により、コピー&ペーストがしにくい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・自治体における書類作成に係る時間の削減

1自治体あたりの削減時間:8時間

活用する自治体の数:129(都道府県、政令市、中核市)

と仮定すると、1,032時間削減

・記入方法の確認に係る時間の削減

・記入ミスに起因する手戻りの時間の削減

・国担当者における取りまとめに係る時間の削減

根拠法令等

各年度に文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡。直近では、次のとおり。

- ・令和4年本申請
令和4年5月30日付
- ・令和4年見込額調
令和4年10月12日付
- ・令和5年仮申請
令和5年2月7日付
- ・令和4年実績報告
令和5年2月14日付

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、千葉市、沼津市、寝屋川市、岡山県、高知県、熊本市

○当市においても、7つあるメニューのうち、「① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組」「② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組」に対する補助金を受けており、関する書類（エクセルデータ）の作成に時間がかかっている。

時間がかかる理由は次のとおり。

- ・書類の種類が多い
- ・書類の記入ルールが複雑かつエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散している。
- ・入力量が膨大な報告様式がある（本申請、様式1-2-②）
- ・報告様式の一部を修正した場合、修正を要する様式と要さない様式が複雑化している。

各府省からの第1次回答

御指摘を踏まえ、事業の申請や報告に際して提出いただく書類や報告を求める事項を整理し、真に必要な事項であるか、重複が無いかな等を整理した上で、入力事項の精選を行うこととします。

自治体における書類作成の負担が軽減できるよう様式の改善に努めるほか、入力に当たっての注意事項を整理し、わかりやすい記入要領等の作成を行うこととします。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

89

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができるよう、児童福祉法上の一時保護に係る権限等を地方公共団体の長から教育委員会へ委任可能とすること

提案団体

北区

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

- ①児童福祉法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができることとする規定を設けること。
- ②児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とする児童福祉法第12条の3第1項を改正し、教育委員会の補助職員についても配置可能とすること。

具体的な支障事例

当区では、平成28年度以降「子育て」と「教育」の両部門の連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を所管する部署を教育委員会に設置している。

近年、児童虐待の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取り組みなど、子育てと教育の更なる連携が求められている。

一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とすると定められ(児童福祉法第12条の3第1項)、また、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る権限は地方公共団体の長の権限とされていることから、児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができないものと解される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童相談所への虐待通告など、児童虐待に関する情報は、子どもの日々の様子を把握することのできる学校や保育所、児童館からの情報提供も多く、これらの施設との連携が重要になる。当区では、「子育て」と「教育」について一体的に取り組むといった観点から、これらの施設がすべて教育委員会に属しており、児童相談所が教育委員会に設置されることで、迅速な対応が可能となり、子どもの安全性を高めることが出来る。

また、一時保護された子どもにおいては、様々な理由から学校への通学が困難な子どもがいる。そのような子どもに対し、児童相談所の学習指導員と同施設内にある教育総合相談センターの教育相談員が相互に連携し、子どもの学習を支えることで、一時保護された子どもに対しての学びや育ちを保証することが出来るようになり、学校へ復帰できた際にも、学習に関して不安を抱えることなく通学することが出来るようになる。また、児童相談所が教育委員会に設置されることで、学校と児童相談所における通学後の情報共有についてもスムーズに進めることが出来る。

他にも、子どもたちの個人情報を同一の執行機関で管理することが可能となり、個人情報のより適切な管理も可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 12 条の3第1項
児童福祉法第 29 条
児童福祉法第 33 条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、横浜市、長野県

-

各府省からの第1次回答

児童福祉法第 33 条に規定する児童相談所長による一時保護の権限や同法第 29 条に規定する都道府県知事等による立入調査の権限は、強制力を伴い、また、その判断の誤りによっては児童の生命や身体に重大な危険が及ぶものであり、所員に関する規定（同法第 12 条の3）等により専門性が担保されている児童相談所が行う必要があると考えている。こうした所員の専門性の担保なく、教育委員会に対する委任規定を設けることは困難である。

また、児童相談所については、上記のとおり強制力を伴うといった性質も有する業務の適切な処理を厳に図るため、所長については地方公共団体を代表・統括する立場である都道府県知事に、所員については所長に、それぞれ監督を受けるものとされており、都道府県知事とは位置づけや所掌が異なる教育委員会の補助職員を配置することは課題が大きいと考える。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) での私立学校への調査にかかる都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) の本格稼働にあたり、私立学校への調査の際の都道府県経由事務 (督促、回答確認等) を廃止すること

具体的な支障事例

私立学校への調査等においては、令和4年度に文部科学省が WEB 調査システム (EduSurvey。以下、「本システム」という。) の試行を開始し、約 30 件の調査が本システムにより行われた。令和5年度からは本格稼働の予定となっていると理解しているところ、本システムを使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。

<支障事例>

令和4年に行われた本システムを使用した試行調査においては、県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼がされており、県経由の事務が発生している。

例として、令和4年7月25日に事務連絡を受けた「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について」に基づく調査では、文科省主導の調査で初めて各回答者から本システムに直接回答する方法がとられたが、学校・幼稚園の回答の有無や内容等について県が最終の確認をすることとされ、実際に督促等を行うなど負担が発生している。

また、試行期間中ではあるが、本システムを利用しない Excel 形式の調査が複数回行われており、令和5年度の本格稼働後においても併用がされることになれば、都道府県の負担が生じ、本システム導入の趣旨から不合理である。

【参考】

下記調査については、本システムが使用されず、Excel ファイルによる回答が求められており、県が全対象者宛に通知し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。

令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実態把握について」

同12月5日「令和4年度特別支援教育に関する調査について」

調査の督促等には多大な労力を要し、突発的調査 (例として令和4年度では園バス事故を受けての実態調査等) や新規調査については通常業務のスケジュールを遅延させる要因となるため、大きな支障となっている。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され、地方公共団体の業務負担が軽減される。

根拠法令等

事務連絡

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について
事務連絡
体罰に係る実態把握について
事務連絡
令和4年度特別支援教育に関する調査について
等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、神奈川県、兵庫県、山口県、宮崎県、鹿児島県

○当自治体においても提案団体同様の負担が生じており、負担の軽減を希望するため。実現にあたっては、文科省 WEB 調査システムは学校による調査票選択の誤りを誘発する画面設計であるなど課題があるため、その改善をお願いしたい。また、都道府県別の集計結果や各学校の最終回答を所轄庁へ提供していただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) を活用した私立学校への調査における具体的な集計方法 (所轄庁経由の可否等) や集計結果の所轄庁への提供の是非等については、実施する調査の性質等に鑑み個別に検討されるものであるが、いただいた御意見も踏まえつつ、集計方法や集計結果の扱い等について各調査ごとに適切に判断してまいりたい。
また、本調査システムについて、いただいた御意見も踏まえつつ、引き続き必要な機能改修を行うことで、更なる調査での活用を促進してまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財関係国庫補助金申請等手続の電子化

提案団体

埼玉県、福島県、さいたま市、行田市、所沢市、東松山市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、静岡県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財関係国庫補助金の手続において、現状の紙媒体での提出方法を早急に見直すこと。

①見直しに当たっては、手続に係るオンラインシステムを構築し、申請や計画変更承認等の手続を同システム内で完結できることが望ましい。

②システムの構築に時間を要する場合、PDF等電子データでの提出を可能とすること。さらに、データ容量が膨大になることが想定されることから、BOX(クラウドストレージ)での提出を可とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

文化財保護法に基づく文化庁への文化財関係国庫補助金申請手続については、文化庁文化財補助金交付規則や文化財保存事業費関係国庫補助実施要領にて紙媒体での提出が前提と思われる記載(「提出部数1部」)がある。また、申請時期に文化庁から発出される申請案内にて紙での提出が指定されている。

申請に先立つ事業計画照会の回答方法が、提出時期に文化庁から発出される提出案内にて紙での提出が指定されている。

【支障事例】

市町村から提出された書類を県で取りまとめているが、様式誤りや計算ミス等が散見されるため、確認に多大な事務負担が発生している(1件当たり20分×年間100件程度)。例えば市町村職員がシステム入力する形式での申請が可能となれば、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、事務負担が軽減される。

申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。

書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。

全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。

修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。

現在の紙媒体による提出方法においても書類の枚数が相当数に上ることから、メール等での提出では、データの送信(データ量)に当たり支障が生じることが想定される。補助金申請ではないが、一部の調査票はBOXでの提出が認められている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され申請者の利便性が向上する。

根拠法令等

文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実

施要領及び各国庫補助要項

令和4年10月14日付け事務連絡「令和5年度文化財補助事業計画について(照会)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、羽後町、福島市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、豊橋市、羽曳野市、兵庫県、広島市、熊本市

○文化財関係国庫補助金申請手続等については、国から紙媒体での提出が指示されているため、書類郵送の手間と到着までの時間的なロスが生じる。オンラインシステムを構築することで、本市としても事務量の削減が期待できる。

○データ提出となれば、提出期限までに余裕が生まれ、確認作業に時間を費やすことができる。

○文化財関係国庫補助金申請書や実績報告書等の作成において、大量の紙書類を用意するため、資料の印刷や順番通り整えるのに時間を要している。また、紙提出の場合、修正後の差替えが煩雑になりやすく、文書管理の面でも問題が発生しやすい。

○地理的な問題から、申請書等の提出や修正文書の差し替えなど、紙媒体でのやりとりに期間を取られ、一部の市町村と県の業務時間の圧迫を招いている。

○具体的な支障事例で指摘されている、「①申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。様式誤りや計算ミス等の確認に多大な事務負担が発生しているため、市町村職員がシステム入力する形式での申請を構築することにより、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、ミスの防止及び事務負担の軽減につながると考えられる。②書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。③全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。④修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。」の4点は全て本市においても該当するものであり、行政のオンライン化が適切であると考える。

○文化財所有者や市町等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が生じている。システム入力形式での申請になり、自動エラーチェックができるようになれば、事務負担が大きく軽減される。

○作成者(担当)で書式に違いがあり、積算等を電卓で検算するなど計算ミスに繋がる状況。紙提出も資料が膨大で、順に揃えるだけでも時間を要している。システム申請であれば、計算ミス等を防ぐことができ、また紙提出が不要であれば、かなりの事務処理が削減が期待できる。

各府省からの第1次回答

文化財補助金に係る書類の提出方法の見直しに当たり、オンラインシステムの構築については、各自治体において導入可能かどうかなどの予備調査やシステム設計検討、予算確保等を行う必要があります。今後、御提案については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)を踏まえ、検討を進めて参ります。

また、オンラインシステムが構築されるまでの間においては、PDFファイル等の電子媒体による提出を検討して参ります。検討に当たっては、複雑・大型の設計図面など電子化への対応が直ちには馴染まない書類があることや、補助金関係文書の管理や確認が複雑になり事務量が增大することがないように留意したいと考えます。このため、御提案を踏まえて、補助金事務をより適切かつ効率的に進める観点で可能なものから段階的に電子化対応ができるよう検討して参りたいと考えます。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、島根県、熊本市、鹿児島市

○当該基準省令第6条第7項は「満三歳以上」等の規定があるところ、基準日が満年齢となると日々必要な園庭面積が変動することとなり、円滑な面積基準の認定の支障となる。

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。
いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知し

ている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考えられる。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、長野県、沼津市、大阪市、大村市、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針において、2か年を限度とされている公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担について、2か年を超える設定を可能とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行の取り扱いについて】

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、国庫債務負担行為に係る事業は、認定申請の翌年度内までに事業が完了するものについて、交付の対象とすることとされている。

【支障事例】

財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。

【制度改正の必要性】

学校規模の適正化を図る統合事業や義務教育学校の新築のような、規模が大きく、全額負担金の対象となる工事が増加していることに加え、令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入されることや建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等もあり、2か年の工期で収まらない負担金事業が生じることが明らかな状況。

なお、令和元年に成立した新・担い手三法のうち、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、工期の平準化の取組が地方公共団体の努力義務とされ、その具体的な取組として、債務負担行為の活用が関係省庁から示されているところ。

【支障の解決策】

公立学校施設整備費負担金において、2か年を超える国庫債務負担の設定が可能となれば、地方自治体の負担が減り、学校施設整備を円滑に推進できると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の効果】

3か年以上の負担金事業に係る、地方自治体の財政的な負担が軽減されることで、学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化等の学校施設整備事業を計画的に推進することが可能となる。

根拠法令等

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、羽後町、茨城県、千葉市、松戸市、東京都、相模原市、海老名市、豊橋市、三重県、京都府、大阪市、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、高松市、熊本市、宮崎県

○管内自治体において、当初2か年での事業完了を見込み、負担金の活用を予定していた工事について、実施設計後に3か年の工事となることが判明したため、負担金を活用して整備できなかった事例があった。

○現行の負担金における国庫債務負担行為（補助対象）期間の上限は2か年であるが、上記のとおり校舎の整備規模が大きくなることに加え、令和6年度からは工事の完全週休2日制も導入されること等から、本市で予定している新設校の工事期間は3か年に及ぶと見込んでおり、現行の2か年という国庫債務負担行為の期間では、負担金の補助対象とならない。

○令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入される。その結果、新築等大規模工事の場合、工期の長期化により公立学校施設整備費負担金で定められている2か年以内に収まらないことが危惧される。

○財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。

なお、本市では、令和6年度の事業量調べにおいて、負担金事業の対象となる新增築2校（中学校1校、義務教育学校1校）が3か年の工期となっており、事業計上できない見込みである。

○近年、府内の学校設置者においては、学校施設の老朽化に伴い、校舎等の改築などの長い工期を要する工事が多く行われる傾向にあり、加えて、工事の完全週休2日制が導入されたことや、建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等で、ますます工期が伸びる傾向にある。当府で所管する特別支援学校の建築等工事についても、3か年での工事を予定しているところであるが、国庫負担金の取得期間は現状2か年までしか認められていないことから、補助金申請に関し課題が生じている。

○当区においても、3か年の工期がかかる区立小学校の増築工事において、負担金が2か年分しか申請できない事象が生じている。

○義務教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていくことが予想されている。3か年以上の負担金事業が認められれば、発注形態の選択肢も広がり、予算の平準化などの効果も期待できると考える。

○建設業における週休2日制の導入（令和6年度）に伴い工期が延長することに加え、想定外の地中障害物や土壌汚染の影響により工期が伸びるリスクを想定すると、結果として負担金申請を見送らざるを得ないなどの課題がある。

○校地が狭く、また、近隣に仮設校舎を設置できる場所も少ない区市町村もある。限られた校地で1棟ずつ解体及び建設を繰り返すため、工期が3年以上にわたり、区市町村の単独負担が大きくなっている事例がある。

各府省からの第1次回答

御指摘の「公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針」においては、従来、小中学校等の新增築事業を完了するための期間が2か年必要であることが実態上多く存在することを踏まえ、2か年の国庫債務負担行為を認めてきたところであるが、御指摘の支障事例を踏まえ、国庫負担事業の適正な執行の確保に留意しつつ、2年を超える国庫債務負担行為の適否について必要な検討を行ってまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大

具体的な支障事例

学校給食費(以下、給食費)については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。

そのような状況の中、本市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。

給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず(地方自治体の口座へ入金できない)、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

給食費と学校徴収金について、地方自治体があわせて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。

また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を進められるようになり、学校・教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。

根拠法令等

地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市

○当市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座振替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。

○給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。

各府省からの第1次回答

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。

なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。
いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知している。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。

離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。

提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。

なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、小学校の教科担任制加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体においてより柔軟な定数配置が可能となることで、地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、加配教員の配置が困難であるため校内で授業担当を工夫することにより、教科担任制を実施している。加配教員が受け持つ授業時数の下限の緩和により柔軟な定数配置が可能になることで地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限により教科担任制加配が、配置できない学校もある。複数校を兼務することも困難なことから、各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配への改善を望む。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○当県においても6学級以下の小規模校が多く、また、その配置のための持ち授業時間数の下限を満たすことが困難な場合がある。その下限を緩和することにより地域の実情に応じた配置ができ、指導・教育体制の充実を図ることができる。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文

部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくいいため、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答

教科担任制推進に係る加配定数については令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって措置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること

・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等

は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

142

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

補助金申請等に係る都道府県への事務委任の廃止

提案団体

愛知県、福島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)に限る)及び文化資源活用事業費補助金(文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る)の補助金交付に係る事務の都道府県知事、都道府県教育委員会への委任を廃止し、文化庁が設置した事務局等により事務を行う。

具体的な支障事例

上記補助金の申請については、文部科学大臣から交付に係る事務(交付申請の受理、交付決定の通知、実績報告の受理、額の確定及び通知など)の事務委任を受けている。当県では、交付件数が年間70件を超えていることに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出までの期間も短い。また、県における書類確認業務及び書類作成業務は短期間で膨大となっている。また、県での書類確認期間を少しでも確保するために書類を取りまとめる市町村への提出期限を短くせざるを得ず、市町村及び補助事業者の負担となって、さらに誤りが増える悪循環となっている。

都道府県における確認作業は、文化庁が作成する要綱や実務手引き等を参照し、記載漏れや誤りがないか確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は、文化庁において文化財調査官が全国的な視点のもと、採択を行っていることから必ずしも都道府県が確認する必要性はない。

また、国庫補助事業に係る補助事業の進捗等については文化財調査官の現地調査随行等により国、県、市、文化財所有者等で情報共有を密に行っており、補助金経由事務がなくても都道府県は状況を把握することができる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業者、市町村及び都道府県の書類確認、書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。

根拠法令等

文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要項、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業)交付要綱、文化資源活用事業費(観光拠点整備事業)交付要綱、文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱、平成十二年四月三日文部省告示第五十七号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

兵庫県

○当県としては、補助金事務に係る市町村等からの書類について、都道府県を経由することの意義は理解している。（当県では、市町村によって作成書類の正確さに大きな差があるため、当課で確認し、修正等の指導を行うことが必要。）しかし、補助金関係は特に年度末や年度始めの短期間に大量の事務が生じ、負担が大きく増加する。さらに、人事異動の時期であり、特に新任担当者においては経験不足や認識不足等により、書類の誤りや漏れが起こりやすい。そうした事情を考慮した上で、補助金事務を適切に行うためには、文化庁への提出期限を延ばしてもらうことの方が効果的である。

○補助金の申請事務に関しては非常に短期間で処理が求められており、特に1次交付申請については、文化庁の依頼から郵送での文化庁必着期限まで2週間ほどしかなく、70件以上ある事業の申請書作成から内容確認・修正・郵送までを数日で行わなければならない、大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答

文化財補助金等に関する事務の一部については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条各項に基づき、財務大臣協議及び都道府県知事の同意を経て、都道府県の知事又は教育委員会に委任し、これまで適切かつ円滑な事務処理を行ってきています。

本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大するものであり、現状の国の人員・体制に鑑みれば、補助金に関する事務の適切な執行に支障を来すことが想定されます。

これまで各都道府県の御協力を得て適切かつ円滑に行っている業務について、国の事務として一括することになれば、事務処理に長期間を要し円滑な事業実施に影響が及ぶことや、交付期限を踏まえた処理のために書類提出を大幅に前倒してより短期間で求めなければならない事態が生じること、事務処理能力から補助金の交付回数が大きく制限され効率的な予算執行ができなくなることなど、大きな支障が生じることが想定されます。

また、現在の補助金の執行においては、やむを得ない事由により都道府県内の事業予算に過不足等が生じた場合、都道府県が域内市区町村と予算執行状況を調整し、限りある予算の効率的な執行を行っていますが、こうした都道府県内での調整による効率的な補助金執行にも懸念が生じることにもなります。

これらのことから、本提案については、補助金に関する事務の適切かつ効率的な執行に支障を来すことから対応は困難であると考えます。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

補助金及び支援事業の申請等に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛知県、福島県、静岡県、長崎県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)及び伝統文化親子教室事業(教室実施型)の補助金等の交付要望、交付申請及び応募等における都道府県経由事務を廃止し、文化庁が事務委託により設置する事務局等により事務を行う。

具体的な支障事例

各種補助金等の交付要望、交付申請及び応募等の手続きについては、文化庁の依頼により、県内事業者(市町村または市町村を事務局とする実行委員会等)の要望書及び申請書その他応募書類等を県でとりまとめて文化庁(事業によっては文化庁が事務委託をしている事務局)へ提出することとなっているが、件数が多い(令和4年度は約240件)ことに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出期限も短いため、県の書類確認業務が短期間で膨大なものとなっている。

さらに、県における書類確認期間を少しでも確保するため、市町村を始めとする県内事業者に対する書類提出期限を文化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業者にとっても、十分な書類作成時間が確保できず、さらに誤りが増える悪循環となっている。

都道府県における確認作業は、文化庁が作成する募集案内や記入例等を参照し、記載漏れや誤りがないかを確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は全て、国において全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っていることから、必ずしも都道府県が確認する必要はない。

また、文化財は国指定(登録)文化財、県指定(登録)文化財、市町村指定文化財、未指定文化財に大別され、県として特に把握すべき事項は国・県指定(登録)文化財の修理・新調及び補助事業に伴う所在地の移動等に関するものであるが、こうした事項については補助金の有無に関わらず市町村を通じて県が報告等を受けることとなっており、経由事務がなくても県は状況を把握することができる。その他の文化財の状況についても、必要に応じて市町村を通じ状況を確認することができる。

なお、当該補助金の交付決定は国から事業者へ直接行われ(通知文のみ都道府県経由)、事業者が行う変更交付申請、実績報告(伝統文化親子教室事業にあっては2次審査以降)等に関しては、県を介さず直接文化庁等に書類が提出されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業者、市町村及び県の書類確認、書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。

根拠法令等

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)交付要綱、文化資源活用事業費補助金(先端技術を

活用した日本文化の魅力発信)交付要綱、文化芸術振興費補助金(伝統文化親子教室事業)交付要綱、「伝統文化親子教室事業」委託実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、兵庫県

○文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)及び伝統文化親子教室事業補助金にかかる交付要望、交付申請等の手続きについて、県内事業者からの応募書類等を県で取りまとめているが、件数が非常に多い(令和4年度兵庫県は約370件)ことに加え、文化庁への提出期限も短いため、県の提出書類確認業務が短期間で膨大な時間を要しているのが現状である。

当県においても提出書類確認業務期間を確保するため、県内事業者及び市町からの提出期限を短くせざるを得ず、その結果提出書類の誤りや不備が増える悪循環となっている。

については、都道府県における書類確認業務は、市町等から提出された応募書類の不備や不足の再チェックであり、業務改善のためにも重複する業務を精査し、実行委員会等から各市町を経由、文化庁が事務委託により設置する事務局へ直接提出することで、提出期限にも余裕ができ、提出書類の誤りや不備が減る。

各府省からの第1次回答

文化芸術基本法の基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働することが求められている。地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)は地域の伝統行事や民俗芸能等の文化遺産の取組に対して支援を行っているが、地域の文化遺産の保存及び活用を推進するためには、各都道府県が域内市町村の取組を認識し、今後の施策に反映させることも必要であると考え。そのため地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)における交付申請及び応募等における都道府県經由事務は不可欠であり、今後も継続する必要がある。

また、伝統文化親子教室事業には3つの類型(教室実施型・統括実施型・地域展開型)があり、うち教室実施型は市町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。教室実施型を内包できる仕組みともなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としているため、地方公共団体を中心に様々な教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの機会を提供していくことが期待されている。近年、部活動の地域移行においても、伝統文化親子教室が地域で果たせる役割は大きく、地域展開型と教室実施型の連携や学校との連携には政策的意義が大きい。そのため、教育委員会等における実施教室の把握は重要であり、今後も継続する必要がある。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

145

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方スポーツ推進計画の策定及び同計画の進捗管理における負担軽減

提案団体

愛知県、福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。

具体的な支障事例

地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条において「スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっているものの、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を促すことを求めるなど、地方公共団体に対して積極的な対応を求めているところ。

あくまでも本計画は地方が主体的に作成し、進捗管理を行う計画であることが前提は理解している一方で、計画の作成・進捗管理に当たっては、地域の実態を把握するための調査について、国と都道府県で内容が重複した調査を行っているような状況が生じており、非効率な状態にある。こういった、支障を踏まえ、国・地方において、よりいっそうのスポーツ施策の推進を図るためにも、文科省と都道府県が情報共有・連携を図り、計画作成・進捗管理が効率的に行えるような仕組みを講じていただきたい。

【具体の支障】

計画の作成にあたっては、法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して作成していることから、本県においては「週1回のスポーツ実施率」(成人・障害者)をスポーツ基本計画と同様の数値目標として位置づけている。

こうした数値目標の設定や進捗管理に当たり、国は全国を対象としたアンケート調査を毎年実施し、数値目標等の状況を確認しているが、その結果を都道府県ごとに公表していないため、同内容のアンケート調査を団体ごとに実施している。計画作成・進捗管理における各地域の実態把握の必要性は承知しているものの、調査実施に係る負担が大きいため、国調査において、例えば都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル割付とするなどにより、都道府県ごとの数値を参照できるようにしていただく等、国と地方公共団体とが連携し、地方の計画作成・進捗管理における負担軽減及び肝心な施策の実施に注力できるような方策を検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減や財政的な負担の軽減につながるとともに、地方スポーツ推進計画の進捗管理が容易となり、各自治体のスポーツ施策の改善にもつながる。

根拠法令等

スポーツ基本法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、羽後町、茨城県、高崎市、所沢市、岡山県、福岡県

○当市のスポーツ推進計画においても「週1回のスポーツ実施率」を指標としているが、市民へのアンケート調査は計画策定時にしか行っておらず、施策の成果を細かく分析できていない。

提案のとおり、国における調査結果を都道府県（可能であれば市町村単位）ごとに公表することで、各団体の負担軽減につながり、計画の進捗管理に資することになる。

○当県においても、国のスポーツ基本計画を参酌して地方スポーツ推進計画（第2期スポーツ推進計画）を策定しており、その目標数値には基本計画と重複する「週1回のスポーツ実施率」を設定していることから、国が行う調査はその結果を都道府県毎に参照数値として活用できる方策で実施いただきたい。

各府省からの第1次回答

スポーツ庁の第2期スポーツ基本計画では、「地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す」としており、これに基づき、地方自治体にスポーツ実施率に関する数値目標の設定等を促したところです。

現在、独自に調査を実施の上、推進計画等を策定されている現状は承知しておりますが、スポーツ施策に係る目標や指標等の設定については、地域実情等に応じて柔軟に御対応頂くべきためにも、都道府県・市町村が主体的に実情を把握されていることが望ましいと考えております。

他方、スポーツ庁としても、令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、調査サンプル数を従来から2万人増やすなど、都道府県でのデータ活用の拡大に取り組んでいるところ。また、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」では、各都道府県を通して対象者へ広く調査協力を依頼するなど、都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル数の確保に努めてまいりますので、各都道府県においても御協力をお願いいたします。

令和4年度からの第3期スポーツ基本計画においても、スポーツ実施率は達成目標の一つとして設定しており、施策の実効性を高めるための目標・指標設定を行うことが最も重要であると考えており、引き続き、国による調査がより有効に活用される視点を含めて検討を進めてまいります。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略

提案団体

神奈川県、高知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

義務教育費国庫負担金に係る交付決定の際における実支出額と最高限度額算出の一部省略

具体的な支障事例

義務教育費国庫負担金については、対象経費の実支出額又は最高限度額のいずれか低い額が交付されるため、交付を受ける自治体では実支出額と最高限度額の2つの金額を算定しています。

しかし、例年当県では実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的です。こうした状況においても、実支出額と最高限度額の比較のため、実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定作業を行っていますが、年3回の年間見込み額は最高限度額を上回っていることの確認にしか過ぎず、これは算定するまでもなく予想ができる結果です。

1度目の実支出額見込みの算定には意味合いを見出せるものの、2回目、3度目に算定する見込み額については、その事務負担に見合った意味を見出すのは困難です。

こうしたことから、実支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることを提案します。

なお、現在の当県とは逆に、実支出額が最高限度額を下回ることが予想される場合には、最高限度額の算定を省略することができるようにすることも併せて提案します。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年3回の年間見込み額調査のうち2回を省略することで、業務の効率化に寄与し、浮いたコストで他の業務に注力することが可能となる。

根拠法令等

義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担金に係る交付申請等の手続について(2文科初第1740号令和3年3月2日通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、川崎市、名古屋市、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市

○当県では、実支出額が最高限度額を下回る年が続いている。3回目の調査については、給与改定等の見直しによっては逆転の可能性があるため調査が必要である。

なお、2回目の調査については、省略できると事務負担軽減につながると考える。

○当市においても、実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的である。

支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることで事務負担軽減につながると考える。

○当県においても実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定となっている。実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定を行っているが、調査ごとに実績額が大きく変わることはない。1回の算定業務に40時間程度要することから、業務の効率化が進まず、支障をきたしている。

○当市においても例年実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的であるため、調査の省略により業務の効率化を図りたい。

○標記負担金について、提案県と同様、当自治体においても例年実支出額が最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っていないことの確認のためと考えられ、本算出を割愛しても適正な交付申請は行うことは可能である。また、事務負担軽減の観点から、見込み額調査の回数が減ることは望ましい。

各府省からの第1次回答

まず、国庫負担額の算定方法は義務教育費国庫負担法等の法令に基づき定められている。具体的には、各都道府県等ごとに実支出額と最高限度額とを比較した上で、少ない方の額の3分の1を負担するものであり、この算定に必要な数値を把握するために所要の事務手続きを行っている。その上で、実支出額を1年に3回照会する理由は、以下のとおりである。

①1月の照会

次年度の4月に概算での当初交付決定を行うために、例年1月頃に照会している。本負担金は予算額が1.5兆円にも及び、各都道府県等の資金繰りにも影響が大きいことから、毎月概算払を行っているが、その前提として年度当初に交付決定を行う必要があるため、この時期に実支出見込額を照会している。

②7月の照会

義務教育費国庫負担金は法律補助であり、必要額を確実に負担する必要があることから、例年、その年の執行規模の見通しを踏まえた予算規模の調整を行っている。国庫負担対象となる教職員の給与費については、退職・採用、産休・育休、昇給・昇格等によって年間を通じて変動するため、必要額を確実に把握する必要があり、1月の照会の後、例年7月頃に改めて実支出額の見込みを照会している。

③11月の照会

例年夏頃に国家公務員の給与について人事院勧告(給与勧告)がなされ、これを踏まえた各都道府県等の人事委員会勧告が秋ごろになされる。これによって、各教職員の給与費に増減が発生することになる。このため、会計年度独立の原則の趣旨等も踏まえ、当該増減額を把握し、年度内に適正な額を執行する必要があることから、改めて11月頃に実支出額の見込を照会している。その後は、この実支出見込み額を踏まえて、改めて国庫負担額の精査を行い、年度末の3月頃に変更交付決定を行っている。

上記のとおり、各照会は、義務教育費国庫負担金の適正執行のために必要な手続きであることから、御提案の算定回数を省略することは困難である。

一方、文部科学省としては、実支出額の見込み方法までは定めていないため、各都道府県等における適切な方法により見込んでいただくことは可能であると考えます。

なお、最高限度額の算定は、法令に基づき、5月現在の教職員配置状況等をもとに算定することとされていることを踏まえ、年度当初に照会しているところであり、最小限の手続きであると考えます。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

160

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲

提案団体

川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること

具体的な支障事例

私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監督は、認可基準の観点から行う施設監督は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る指導監督は市区町村が監督を行うこととなっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行園には市区町村から施設型給付が行われ、新制度未移行園には都道府県から私学助成が行われているが、新制度未移行の園も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化の手続きや子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。幼稚園に係る各権限が一元化されていないことで、役割分担が曖昧となっており、都道府県と必要以上の事務調整等が発生している。

[事務調整等の具体例]

・国の宿舍借り上げ支援事業は市から認定こども園全てに補助が行われる一方で、ICT化推進等事業は県から幼稚園型認定こども園に補助が行われるなど、補助金の性質や国の所管省庁の違いによって、県と市のどちらが補助の実施主体となるか異なっていることから、県と市が独自の補助事業を創設する際に、それぞれの施設を補助の対象とするかなど、その都度調整する必要が生じている。

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、支給対象範囲など各自治体の裁量で決めることが可能であるが、原油価格・物価高騰分の対応において、県と市で重複を避けるために双方で検討・調整を行い、迅速性が求められる中、多大な労力を要した。

・国が実施する各施設を対象とした調査等においても、その調査の性質等により、その都度、県と市のどちらがどの施設に対して調査を実施するか調整が必要となっている。

・厚生労働省・文部科学省・内閣府連名依頼の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について(令和4年9月9日付け事務連絡)」においては、各園に対する書面の調査は、「県は幼稚園・市は認定こども園(全類型)」と対象が明記されていたが、書面の調査に基づく実地調査の対象施設は「管内市町村において実施するなど柔軟に対応して差し支えない」との表現となっており、調査の期限が短い中、県と市、双方の検討・調整に労力を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不要な調整事務等の負担が軽減され、行政の効率化等が図られるとともに、指定都市において幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となり、住民サービスの利便性も向上する。

根拠法令等

学校教育法第4条、第13条、私立学校振興助成法第9条、子ども・子育て支援法第14条、第27条、第38条、第56条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、相模原市、兵庫県

-

各府省からの第1次回答

私立学校行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府県に一元化されているところです。仮に、制度として私立学校へのこれらの権限を一律に市町村に移譲した場合には、人員体制やノウハウの蓄積が十分でない市町村が、私立幼稚園に対する設置審査、指導監督、財政措置を実施する必要性が生じ、行政事務の非効率化を招く恐れがあります。したがって、私立幼稚園に対するこれらの権限を市町村に一律に移譲することは適切ではないと考えています。ただし、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条例で定めることにより、これらの権限を市町村長に移譲することは可能です。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教科書採択及び無償給与事務に係る指定都市から都道府県への報告を不要とすること

提案団体

仙台市、宮城県、東松島市、蔵王町、利府町、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、大阪市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教科書採択及び無償給与事務は、いずれも都道府県を通して国に報告することが定められているが、この制度を見直し、政令指定都市に関しては都道府県から独立して給与事務が行えるよう改正を望む。

具体的な支障事例

【現行制度について】

義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第13条、14条の規定により、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに国に報告するというのが法の趣旨である。

【支障事例】

教科書採択並びに需要数報告に関わる事務日程の支障はかねてよりあり、特に教科書改訂に係る採択年度はそれが顕著となる。

当市における教科書採択の事務を進めるに当たっては、県の審議会結果や採択方針が決定するのを待って、6月以降に調査研究や選定協議等を本格実施する。5月頃から7月末までに調査研究、協議会、教育委員会を複数回開催して公正な教科書採択を行うとともに、その間に教科書展示会や市民・保護者意見の集約等も行っており、教育委員会の事務は逼迫する。

県への需要数報告締切上、採択は最長でも7月末までに終わらせる必要があることに加え、学校が採択結果を確認し需要数報告の事務作業を行う期間は、県への報告締め切り上3～4営業日となるため教員の業務も圧迫している。

さらに当市では需要数報告に当たって、小・中学校・特別支援学校など190校もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、特に確認作業については内容に誤りがないか十分に確認する必要がある、多くの時間を要する。実態としては補正作業を教育委員会が丁寧に行っており、県への報告期限である8月上旬までに遺漏なく事務処理を行うことは大変な労力を要する。

【制度改正の必要性】

学校数の多い市町村は同様の課題を抱えていると考えられ、特に当市をはじめ全国の政令指定都市等は、結果的に9月16日の報告期限よりも相当早く報告する必要に迫られることになっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

政令指定都市は都道府県の需要数報告スケジュールに拠ることなく、自治体独自の日程で教科書採択及び無償給与事務を進めることができ、その期限も9月16日迄と当市を例に挙げれば現行よりも1ヶ月強延びることに

なる。これは、事務作業の効率化や負担軽減といった点においても、地方分権改革が業務改善や公務員(教員)の働き方改革につながるものとして期待できる。

根拠法令等

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、大阪市

-

各府省からの第 1 次回答

昨年度も需要数報告に係る同旨の要望がなされており、文部科学省においても、採択における調査の充実及び事務負担の軽減等の観点から、需要数報告に係る作業時間の確保は重要な課題であると認識している。需要数報告に関しては、採択後の需要数の確定作業に一定の時間を要する一方で、現行の教科書事務執行管理システムが複雑であること等の問題点が指摘されており、文部科学省では、現在、現行システムの課題を分析し、円滑かつ効率的な需要数報告を可能とするための抜本的なシステム改修に向けた取組を進めているところであり、これにより本件課題への対応は可能であると認識している。

現行システムの改修については、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているところであり、本システム改修により市町村と都道府県による集計・確認作業に要する時間を大幅に改善することで、需要数報告に係る作業時間の確保が可能となることや、需要数報告における各学校の作業の見直しを図ることで、学校及び市町村の負担を軽減しながら作業の迅速化を図ることが可能であると考える。

昨年度の需要数報告に係る同旨の要望への対応方針として「地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、(中略)その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが昨年 12 月に閣議決定されたところであり、文部科学省としては、本閣議決定に基づきシステム改修を含む必要な措置を講じることが、迅速かつ確実であると認識している。

都道府県教育委員会は、教科書の正確な需要数の把握において必要不可欠な役割を果たしており、都道府県が負うべき教科書供給の一連の事務から、需要数の把握事務のみ切り出し、指定都市に移譲することは不可である。

なお、政令指定都市の人口規模で教科書の需要数報告に誤りがあった場合、再発行に要する時間と費用は甚大であり、使用義務のある教科書を新年度に供給できない恐れが生じる。

(別紙あり)

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方教育費調査の隔年化及び説明書の記載内容の明確化

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)における教育費調査及び生涯学習関連費調査について、毎年実施から隔年実施に変更すること。
また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。

具体的な支障事例

本調査への報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としているが、毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。

また、調査票作成にあたっては、学校教育費調査票「A-1 人件費」において給与をa～dの四項目に分類するが、教職員の定義については、現行の説明書に明確な記載がなく、別紙『質疑応答集』にて「教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としないなど、異なる取扱いをする場合がある。」と記載されているにとどまり、本調査と学校基本調査の担当者が異なれば整合性を取るのが困難である。恒常的に誤計上が生じており、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村教育委員会及び都道府県立学校における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。

根拠法令等

地方教育費調査要綱第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茅ヶ崎市、富山県、石川県、浜松市、豊橋市、京都府、徳島県、高知県、長与町、熊本市、宮崎県

○本調査への報告にあたっては、当市教育委員会において、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。毎年実施することの有

用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。

○計上項目は決算科目の区分とは異なり、細分化や再計算が必須であるが、各報告元において正確な数字を計上できているのか甚だ疑問である。誤計上が生じやすい現状であり、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。当市における正確な算出にあたっては、約9千件にのぼる伝票のデータ加工を余儀なくされている。

実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料とするならば、決算科目と一致させる等大枠での分類でも可能と考える。

各府省からの第1次回答

本調査の結果は、教育に係る経費等を財源別(国と地方政府の負担割合等)・支出項目別(教員給与等経常経費や建築・施設整備費の割合等)に明らかにし、さらに都道府県別の集計を行うことにより、地方交付税措置の算定に係る単位費用など国の基準額と各都道府県の実支出額が比較できるほか、都道府県において、自らの教育財政状況を他都道府県等を客観的に比較し、都道府県における教育諸施策の検討・立案に活用することが可能なものである。加えて、他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用されている。OECDの分析による諸外国等との比較を通し、我が国は教育に対する公財政支出の対GDP比が低迷していることが明らかになり、このことは国会、教育再生実行会議、財政制度等審議会等における教育財政の在り方に関する議論で数多く取り上げられている。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負担等)との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところである。

このように本調査の結果は、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するために広く活用される基礎資料であり、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の取組強化を図ることとしている点からも、今後の教育政策の遂行に必要な不可欠なデータを提供している本調査の隔年化は難しいと考える。

また、決算区分はあくまで会計上の所用のために設定されるものであり、教育にかかる支出を把握する目的からは必ずしも十分なものではないが、本調査の定義と一對の状況と考えられる決算区分については、決算区分上の金額を用いて本調査の回答を行うことが可能と考えられるので、決算区分から計上金額の把握ができるものもあり得ると考えるところである。調査の構造をご理解いただくためにも、どのような決算区分が、本調査ではどのような項目に該当する可能性があるかは、毎年の説明会資料の一部としてお示ししているところである。人件費については、地方教育費調査における定義は現在も手引きにおいて記載しているところではあるが、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めてまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

子供の学習費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査システムを変更すること。
また、公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

例年、文部科学省の定めた調査実施学校数に基づき無作為に選定した学校に、調査協力への理解を得ることに苦慮している。調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文科省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されるため、学校がタイムリーに回答状況を確認できず、学校が効率的に調査票を回収できなかつたりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。

また、現在、当県の公立幼稚園数・園児数は減少傾向にあり、調査実施学校において調査対象園児数を満たさない園が多く、安定的な統計データの収集が難しくなっている。今後も幼児がいる家庭の教育費負担を調査するには、代わりに近年増加傾向にある幼保連携型認定こども園を調査対象に加えるなど、調査対象の変更を検討いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査対象保護者、調査実施校、都道府県における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。また、幼児がいる家庭の安定的な標本数が確保され、正確なデータを統計に反映させることができる。

根拠法令等

子供の学習費調査要綱第2、第3の2、第6、第9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、羽後町、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、京都府、徳島県、高知県、宮崎県

-

各府省からの第1次回答

調査実施校を文部科学省が選定すること等については、他の都道府県のご担当者様からも様々な意見を頂戴しており、それらのご意見を踏まえ、文部科学省での抽出については引き続き検討を進めているところである。回収についても、効率的な手法を今後検討して参りたいと考えるところではあるが、現時点では検討の途上であることをご理解いただきたい。

なお、都道府県ごとの割当は在籍者数に応じて行うため、在籍する幼児・児童・生徒数が少ない場合には、対象とする学校数も少なくなるところである。また、平成30年度調査までは1学年当たりの規定数に満たない学校は調査対象としていなかったが、小規模市町村に居住する幼児・児童・生徒の学習費支出状況を調査結果に反映させることができるよう「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」で述べられていることを踏まえ、現在は1学年当たりの規定の人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても、当該在籍者数を上限に調査実施することと変更したところであるので、小規模な園においても調査対象校に含まれることの趣旨へご理解を願いたい。

今後、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象数の再設定を検討することとしている。調査対象の学校種についても、在籍者数規模を見ながらその中で検討してまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

学校教員統計調査にかかる回答方法の見直し

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、マクロ付き調査票を廃止し、システムへの直接入力による回答とするなど回答方法を見直すこと。

具体的な支障事例

令和4年度調査において、マクロ付き調査票(Excelデータ)を使って回答することになっていたが、パソコンやネットワーク環境の設定によっては、調査票をダウンロードする際マクロ機能が破損したり、クリックすればシステムへ直接回答送信できる仕様が上手く機能しないなどの不具合により、学校からの問い合わせが多発し、その対応に時間と労力を非常に要した。特に幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れな学校も多くあり、学校基本調査や地方教育費調査、社会教育調査など他の統計調査と同様に、システムへの直接入力による回答とするなど、分かりやすく簡単な回答方法への変更を検討いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村教育委員会及び学校における事務が効率化され、本来の調査業務に注力することができる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、羽後町、栃木県、さいたま市、富山県、石川県、京都府、広島市、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県

○提案同様に、各学校が回答する調査票のマクロの不具合だけでなく、審査する教育委員会において使用するマクロ機能付きのExcelファイルの不具合も多く、対応に苦慮した。

○令和4年度調査においては、当県でも記載内容どおりの状況が発生しており、事務の効率化のため、回答方法の検討は必要である。

○当県においても、問い合わせが多く寄せられたことに加え、セキュリティ対策の1つとして、マクロの利用を制限しているため、回答作業に多くの時間と労力を要した自治体やマクロが上手く機能せず、オンラインでの回答を諦めた私立幼稚園等があった。

○当市においても同様の支障があり、調査表に関する問い合わせが学校から殺到し、その対応に時間と労力を非常に要した。回答方法の見直しのみならず、調査内容自体の見直しも検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

令和7年度調査に向けて、総務省や統計センターと相談しながら、マクロ無の Excel 調査票か、HTML 調査票に変更することを検討しております。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

要保護児童生徒援助費補助金等に係る提出書類の簡素化

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に関して、状況報告書の提出後、状況に変更がなければ、変更交付申請に係る書類の提出を不要とすること。

具体的な支障事例

状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村が作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時までに状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

状況報告書提出時の状況と変更がない場合に変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすれば、国、都道府県、市町村それぞれの事務処理の簡素化を図ることができる。

根拠法令等

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、羽後町、茨城県、相模原市、高知県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請の際に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であり、状況報告書の提出から変更交付申請までに状況の変更が無い場合であっても、ほぼ同一の様式を再度作成することとなり、事務作業が重複している。状況報告書の提出から状況の変更がない場合は変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができる考える。

各府省からの第1次回答

変更交付申請の内容が状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更がない場合は、変更がない旨の連絡をもって事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)の提出に換え、変更交付申請を状況報告書で行うことができるようにすることで事業計画書の提出を省略可能とするよう、令和6年度の補助金執行から対応すること

とし、そのために必要な要綱等の所要の改正を令和5年度中に行いたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の明確化及び事務処理の簡略化

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。

具体的な支障事例

【必要書類の明示】

年度当初に年間の事務処理についての連絡が文部科学省からあり、その際事業担当(市町村)・とりまとめ担当(県)が提出する書類を一覧にしているが、要綱第4条第1項により実際に事業計画書を提出する際には一覧にない資料を事業計画書提出後に別途求められ、何度も国→県→市町村の間で照会や確認を行っている。

(例)市町村における補助の交付要綱、児童の名簿、バス運行の契約書等

長年の実務において、必要となる書類の傾向は国で十分把握していると思われるので、補助の可否を審査する過程で必要な資料や確認事項があるのであれば、事前に明示してもらいたい。もしくは、明示しないのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。

【変更交付申請事務の簡素化について】

事業状況の確認後、差額が生じる事業については変更交付申請(交付決定)を受けているが、変更交付決定をしない事業(補助対象経費の変動があったとしても補助額に影響を及ぼさないもの)においても「変更後の事業計画書」や「事業内容の内訳書」を求められ、県や市町村において書類作成等の事務が発生している。事業状況報告の趣旨は文科省も示しているとおり、「全体として予算残額が生じた場合に要望に基づき増額の変更交付決定等を行い」効率的な予算執行に努めるためのものと思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われる。一律に事務処理を行うのではなく、全国の予算の執行状況を踏まえたうえでより効率的で効果的な予算配分となるよう、事務を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼願いたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国と地方のやり取りが減り、国、都道府県、市町村それぞれの事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、羽後町、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県

○当県でも国から提出書類一覧に記載されていない資料を提出した事例がある。あらかじめ提出書類一覧に明記していただいた方が都道府県・市町村ともに担当者が変わった場合でもスムーズな対応ができる考える。

○事業計画書の提出後に、提出一覧にはない書類の提出を求められることがあり、国と県と市町村の間で何度も確認を行っているので、事前に明示してもらいたい。変更交付申請をしない事業(補助対象経費の変動のみで補助額に影響がないもの)においても、変更後の事業計画書等を求められ、書類作成等の事務が生じており、変更交付決定をしない事業における変更後の事業計画書等の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができる考える。

各府省からの第1次回答

へき地児童生徒援助費等補助金の申請に当たり、各自治体から提出いただく資料については、提出書類一覧に記載している資料のほか、様式中に記載している資料などもあるが、必要な資料について、1つの資料で確認できるよう、提出書類一覧を改める。

また、変更交付申請事務については、簡素化を図る。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)

提案団体

延岡市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し

具体的な支障事例

【現行制度】

「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。

【支障事例】

加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育現場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。

また、制度の煩雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生じるなど事務の輻輳化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。

【制度改正の必要性】

加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げて加算要件は満たすものとするが、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑さから解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。

【支障の解決策】

保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみに見直すなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分を含めた明確な算定方法の提示による事務の効率化についてご検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

処遇改善等加算の制度を見直すことにより、事業所の事務軽減と保育士の処遇改善を図り、長く働くことができる職場環境の構築、ひいては質の高い教育・保育を提供できるようになる。

根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、半田市、奈良県、和歌山市、徳島県、熊本市、鹿児島市

○賃金改善実績報告書の省略については慎重な検討が必要と考えるが、当市においても市、施設双方にとって大きな負担となっていることから、制度の簡素化等を行う必要があると考える。

○当市においても、処遇改善等加算制度については、各事業所、市ともに制度内容の理解や申請実績確認など内容が非常に煩雑なため多大な事務負担が生じている。

○処遇改善等加算の制度については、制度そのものが複雑であり、運営法人の職員と行政職員の両者の確認作業等に多大な人的資源が割かれている。また、処遇改善等加算Ⅰで求められている賃金水準の維持についても、法人前年の水準と比較する制度となっており、開始時点の賃金水準が高い場合、支払い残額が連続して発生する等、制度の安定的な継続が困難な状況である。早急な制度の簡略化や見直しが必要と考えている。

○当市においても、対象施設に勤務する保育士一人一人の経験年数の算定に係る審査や、各施設からの問い合わせへの対応等、多大な事務負担が生じている。また、対象施設においても、保育士の従事証明書等の提出による事務負担が生じているほか、煩雑な制度内容であるために、制度理解や職員への周知に苦慮している。

○施設、事業所から処遇改善等加算の制度が分かりづらいとの声や改善してほしいとの要望が多くある。事務も煩雑であるため施設、事業所への負担も大きく、本来考えるべきである「保育」について十分に検討できていないとの声もある。

○処遇改善等加算Ⅲが追加されたことで、自治体、施設ともに、事務負担がさらに増加している。既存の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱへ統合するなど、制度の簡素化を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの制度が煩雑であるため、市町村も保育施設も理解が進みづらい状況。結果として、認定を行う都道府県担当部局においても、書類の確認と、市町村を通じた各施設との疑義照会、回答に多くの時間と労力を費やしており、制度の簡素化等による事務の効率化について検討されることを要望する。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の事務手続きについては、

- ・都道府県等を集めた会議での説明・制度の解説資料による周知徹底
- ・自治体からの照会の多い内容等についてのFAQの作成

等に取り組んできたところであり、引き続き、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等について検討してまいりたい。

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育給付の認定を受けた子どもが保育所等から教育・保育の提供を受けた場合に、当該子どもについて公定価格に基づいて施設型給付費を支給することとされており、利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組みの導入は困難である。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

不登校特例校については、文部科学大臣の指定により行うことが可能となっており、「指定申請書」「同意書」のほか、実施計画書として「教育課程表」「時間割」「削減された学習内容を補って学習指導要領の目標や内容を達成させるための工夫」などの資料を提出することとなっている。

【支障事例】

実施計画書にかかる各資料は、教科ごとに膨大な量を作成しなければならないものもある。また、開始予定時期の1年以上前から文部科学省に協議を行う必要があるため、事務作業が相当な負担となっており、学校を新設する場合には、工事にかかる期間も上乘せされることで更に開始までに時間がかかることが想定され、開校を望む、生徒や保護者からのニーズに対して迅速に対応することは困難である。

【制度改正の必要性】

不登校特例校を設置するにあたり、学校長が特別の教育課程を編成できるようにすることで、速やかな学校設置が可能となる。

【支障の解決策】

「夜間中学における教育課程特例」(学校教育法施行規則第56条の4)の例により、公立の不登校特例校において校長(教育委員会)が実情に応じた特別の教育課程を編成できるようにする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に定める「特例の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等」が示す不登校特例校の設置がしやすくなり、不登校児童生徒の実態に配慮した教育環境を整えることができる。

根拠法令等

学校教育法施行規則第五十六条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県、熊本市

○不登校児童生徒への対応は、喫緊の課題である。個々の子供たちの状況は異なり、その支援にあたっては、個々の児童生徒や保護者の意向を確認し、その対応には学校も含めて様々な社会資源を活用する必要があると考える。不登校特例校の設置を検討し設置していくためには文部科学大臣の指定が必要であるが、予算や人員配置、申請に係る提出書類等、設置まで相当な時間がかかるため、必要性は感じているが直ちには設置できない現状がある。そのため、オンラインでの支援など検討している自治体も多いと聞いている。

各府省からの第1次回答

不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校のことを指します。不登校特例校も学校教育法第1条に定める「学校」であり、その教育課程の弾力化は法令等に基づいた運用が求められる上、教育の一定の質の確保が求められることから、文部科学大臣による審査は必要であると考えております。尚、設置までに要する時間の短縮の為、提出書類等の簡素化を行うことによる申請手続の簡略化を進めております。こちらに関しては追って周知させていただきます。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。(教科担任制:概ね週 20 コマ程度、英語専科指導:週 24 コマ)

【支障事例】

当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。

【支障の解決策】

特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせた柔軟な配置が可能となることで、中山間地域・離島においても充実した指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、単独の学校への配置では当該授業時間数の要件を満たすことができない。そのため1名の英語専科教員が4校を兼任しているが、学校間の移動時間も必要となることから当該教員の負担となっている。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限があることにより教科担任制加配や英語専科指導加配が、配置できない学校もある。例えば中学校に加配を措置し、兼務で下限に縛られないように各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配や英語専科指導加配への改善を望む。

○英語専科指導の持ちコマは 24 コマ、教科担任制の持ちコマ数は、概ね 20 コマ程度としている。教科担任制

指導教員については、担当教科は算数、理科、体育、外国語とされており、外国語を受け持った場合は、20コマ程度であるため、英語専科指導教員と持ちコマ数に差が生じている。少なくとも持ちコマ要件を同一にする必要がある。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○現行制度では、小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、山間地域の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難な状況である。

○当県においても、英語専科加配において、24時間以上の授業時数を確保するために、複数校を掛け持つ兼務指導が増加し、移動時間の確保やそれに伴う時間割の工夫に苦慮しているため、基準時数を引き下げるなど、現行制度の見直しを求める。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくいいため、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。

このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

- ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
- ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等

は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。

【支障の解決策】

研修履歴等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格要件の緩和により、人材の確保が容易になることで、充実した指導・教育体制を構築することが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大阪市、岡山県、広島市、熊本市、宮崎県

○英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。研修履歴から英語に関する研修の受講に努めており、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると県教育委員会が責任をもって認めた者であれば対象者に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

○教科担任制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。英語専科教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許保有者②2年以上の外国指導助手(ALT)の経験者③CEFR B2相当以上の英語力を有する者④海外大学等で2年以上の留学経験等がある者。一方、教科担任制指導教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②対象教科の専科指導を3年程度実施していた者③教科研究会等の活

動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会認めた者。同じ英語を担当する場合に、資格要件に差が生じている。英語の専科教員の確保に愛知県も苦慮しているため、少なくとも資格要件は教科担任制専科教員に統一すべきであるとする。

○当市においては、英語専科指導加配を令和2年度より1人ずつ増員(14名→17名)してきたところだが、厳しい資格要件が定められていることから、人材確保が困難になってきている。

○過去に教科担任制で外国語指導の経験がある教諭がいたが、資格がないため本加配教員に充てることができず、やむを得ず臨時的任用講師を充てた例があった。

各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- | | |
|------------|-------------|
| ①採用申請 | 約 1,000 件/年 |
| ②返還免除・猶予申請 | 約 500 件/年 |
| ③返還者等の現況確認 | 約 3,500 件/年 |

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

-

-

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。